

第二種指定電気通信設備接続会計規則の制定について
(諮問第3027号)

<目 次>

1	報告書	1
2	答申書 (案)	11
3	第二種指定電気通信設備接続会計規則 (案) の概要	12
4	第二種指定電気通信設備接続会計規則 (案)	14

<参考>

第二種指定電気通信設備接続会計規則の制定 について	30
------------------------------------	----

平成23年2月22日

情報通信行政・郵政行政審議会 電気通信事業部会
部会長 根岸 哲 殿

接 続 委 員 会

主 査 東 海 幹 夫

報 告 書

平成22年12月14日付け諮問第3027号をもって諮問された事案について、調査の結果、下記のとおり報告します。

記

- 1 本件、第二種指定電気通信設備接続会計規則については、諮問のとおり制定することが適当と認められる。
- 2 なお、提出された意見及びそれに対する当委員会の考え方は、別添のとおりである。

第二種指定電気通信設備接続会計規則の制定に対する意見及びその考え方

意見	再意見	考え方
<p>意見1 第二種指定電気通信設備制度を撤廃又は指 定要件の見直しを図るべき。</p> <p>○ 接続料の算定の適正性・透明性の向上を図ることは当然重要ですが、移動体のような設備競争が機能している市場環境下では、各事業者が自ずと効率的な設備構築・運用を図っていくことになるため、ボルトネック設備が存在する固定市場のように規制を課する必要性は認められません。このため、接続料規制を含む第二種指定電気通信設備制度は基本的に不要であり、本来、事業者間の協議による自主的なルールに委ねることが適当であると考えます。</p> <p>しかし、50%近いシェアを有し市場支配力を持つ事業者に対して行為規制を課すことについては、一定の合理性があると考えられるため、継続すべきと考えます。従って、モバイル市場における規制については、市場支配力のある事業者に対する現行の行為規制以外は撤廃すべきと考えます。</p> <p>なお、市場の競争状況が変化しているにもかかわらず、設備シェア25%といった硬直的な閾値のみで規制の適用を判断することは、第二種指定電気通信設備制度の規制を受けない事業者（以下「非指定携帯事業者」といいます。）の接続料が高止まりするなど市場全体を歪ませる恐れがあるため、基本的には第二種指定電気通信設備制度を撤廃することが必要と考えますが、仮に撤廃されないのであれば、実態を踏まえ、適時適切に見直すべ</p>	<p>再意見1</p> <p>—</p>	<p>考え方1</p> <p>○ 「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」（平成21年10月16日情報通信審議会答申。以下「接続ルール答申」という。）に示されたとおり、第二種指定電気通信設備制度（以下「二種指定制度」という。）は、電波の有限希少性及び相対的に多数の端末シェアに起因して、第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者（以下「二種指定事業者」という。）が接続協議において強い交渉力を有し、事業者間協議では合理的な条件での合意が期待しにくい構造が形成されている点に着目して設けられたものである。</p> <p>なお、二種指定事業者に指定する端末シェアの閾値（25%）については、他に採用すべき合理的な割合も存在しないことから、現時点でこの考え方を変更する積極的理由は認められないが、二種指定制度の規制根拠については、総務省が指定電気通信設備制度の包括的な見直しを行う場合に、当該見直しの中で改めて検証を行うことが適当である。</p>

<p>きと考えます。</p> <p>(KDDI)</p> <p>意見2 省令(案)に賛成。今後においても、市場環境にに応じて、二種指定制度の定義や規制レベルの見直し等を適宜行うべき。</p>	<p>再意見2</p> <p>—</p>	<p>考え方2</p>
<p>○ 二種指定電気通信設備制度(以下、「二種指定制度」)は、競争促進施策の観点から、市場支配力を有する事業者を二種指定電気通信事業者と接し、より公正な競争が促進されるよう接続料など接続条件に関する公平性及び透明性を確保すること等を基本として2001年に制定されたルールですが、必ずしも実効性を伴うものではなかったと考えられます。</p> <p>今般、二種指定制度の運用に関するガイドラインに引き続き、接続会計規則を制定して接続料算定の適正性確保を図ったことは、二種指定制度の規制の実効性を高める時機を捉えた施策として適切であり賛同いたします。</p> <p>今後においても、市場環境に応じて、二種指定制度の定義や規制レベルの見直しを適宜行うことは、公正競争を促進し、結果として利用者利便の向上につながるものと考えます。</p> <p>(イー・アクセス、イー・モバイル)</p>	<p>再意見3</p> <p>○ 二種指定電気通信設備制度は、電波の有減少性及び相対的に多数の端末シェアに起因して、二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者(以下、「二種指定事業者」という。)が接続協議において強い交渉力を有し、事業者間協議では合理的な条件での合意が期待しにくい構造が形成されている点に着目して、市場支配力を有する事業者の市場支配力行使を抑制し、電気通信市場にお</p>	<p>○ 本省令案に賛成の御意見として承る。なお、二種指定制度の見直しについては、考え方1に同じ。</p> <p>考え方3</p> <p>○ 本省令案は、二種指定事業者を対象としたものであるが、二種指定事業者以外の事業者についても二種指定事業者と同様の取組を自主的に行うことが期待されているところである。</p> <p>なお、接続ルール答申に示されているとおり、二種指定制度の規制根拠については、総務省が指定電気通信設備制度の包括的な見直しを行う場合</p>
<p>意見3 非二種指定事業者も、二種指定事業者と同様に会計情報を公開すべき。</p> <p>○ 非指定携帯事業者の会計情報公開について</p> <p>二種指定電気通信設備制度が撤廃されないであれば、二種指定事業者と非指定携帯事業者との競争上の公平性が損なわれないよう、非指定携帯事業者の接続料算定に係る会計データについても、二種指定事業者と同様に公表することが必要であると考えます。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>再意見3</p> <p>○ 二種指定電気通信設備制度は、電波の有減少性及び相対的に多数の端末シェアに起因して、二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者(以下、「二種指定事業者」という。)が接続協議において強い交渉力を有し、事業者間協議では合理的な条件での合意が期待しにくい構造が形成されている点に着目して、市場支配力を有する事業者の市場支配力行使を抑制し、電気通信市場にお</p>	<p>○ 本省令案は、二種指定事業者を対象としたものであるが、二種指定事業者以外の事業者についても二種指定事業者と同様の取組を自主的に行うことが期待されているところである。</p> <p>なお、接続ルール答申に示されているとおり、二種指定制度の規制根拠については、総務省が指定電気通信設備制度の包括的な見直しを行う場合</p>

<p>○ 当社は、今回の意見募集の対象である第二種指定電気通信設備接続会計規則(案)については、情報通信審議会「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」(平成 21 年 10 月 16 日)に示されているように、接続料算定の透明性向上や検証可能性の向上に必要なものと考えており、本省令案が制定された際には、適正に対応を行っていく所存です。</p> <p>本省令案の対象は二種指定事業者ですが、そもそも各携帯事業者の接続料水準は、円滑かつ公正な接続の観点から二種指定事業者か否かに係らず、相互に適正な水準にあることが前提であり、本省令案に規定される接続に関する会計の整理・公表についても全ての携帯事業者を対象とすることが適当と考えます。</p> <p>この点、総務省殿においても「新たな会計制度は、二種指定事業者を対象としたものであるが、二種指定事業者以外の事業者についても二種指定事業者と同様の取組を自主的に行うことが期待されているところである。」との考え方が示されているところ です。</p> <p>※「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について 答申(案)への意見及びこれに対する考え方」考え方43</p> <p>したがって、二種指定事業者以外の事業者の接続料算定の取り組み状況を注視しつつ、取り組みが不十分な場合には直ちに二種指定事業者化の検討を進めるべきと考えます。</p> <p>(NTTドコモ)</p>	<p>ける公正競争環境を整備するために設けられた制度です。</p> <p>また、「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」の事例等、必ずしも法制度趣旨とは合致しない形で運用指針が示されることで、二種指定事業者と二種指定事業者以外の事業者(以下、「非二種指定事業者」という。)があたかも同一の規制対象であるかのように扱われる事例が存在しています。</p> <p>今回の省令案に対するNTTドコモ殿やKDDI殿意見のように、非二種指定事業者に対して、接続会計作成・公表の義務付けやガイドラインの適用等を行うことは、本来、二種指定事業者を規制すべきところを非二種指定事業者に対しても規制を強化するものであり、前述の第二種指定電気通信設備制度趣旨を形骸化させる恐れがあります。</p> <p>総務省殿においては、第二種指定電気通信設備制度の本来の趣旨を踏まえ、本省令案は、二種指定事業者と非二種指定事業者を明確に区分して、制度運用を図るべきと考えます。</p> <p>なお、一般的な競争法の整理においては市場シェアが 40%～50%の閾値を超える場合、市場支配力の存在等が認められていることを踏まえ、市場シェアが 40%～50%を超える二種指定事業者に対しては、更なる情報公開義務を課す等の二段階の規制導入についても検討すべきと考えます。例えば、NTT ドコモ殿の 2009 年度までの接続料には営業費が含まれておりましたが、営業費以外の不適切な費用の算入等は、当該規制導入により、事前に防止すべきものと考えます。</p> <p>(ソフトバンクモバイル)</p>	<p>に、当該見直しの中で改めて検討を行うことが適当である。</p>
<p>○ 第二種指定電気通信事業者設備制度(以下、二種</p>	<p>○ 第二種指定電気通信事業者設備制度(以下、二種</p>	

<p>意見4 第二種指定電気通信設備との接続に関する会計の整理等について内容を定める本省令が事業者にとって新たな負担とならないよう配慮するべき。</p> <p>○ 今回、電気通信事業法の改正により、第二種指定電気通信設備との接続に関する会計の整理や、当該接続に関する収支の状況等の公表が義務付けられ、その内容が総務省令で定められることとなりましたが、事業者にとって新たな負担とならないよう配慮し、規制コスト増大の抑制を図ることが重要です。また、第二種指定事業者と非指定携帯事業者間の公正な競争環境が担保されるよう、最大限の配慮が必要であると考えます。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>指定制度)が創設された経緯に留意する必要があると考えます。二種指定制度は、平成12年『接続ルールの見直しについて』答申において、市場支配力を有する移動体事業者の交渉力偏在による不当な差別取扱いや不適正な接続料設定を防止し、接続条件を透明化することで市場参入を確保すると いう考え方のもと創設されました。</p> <p>その後、二種指定事業者の接続料にかかる紛争処理案件も発生したことをふまえ、接続料算定における適正性・透明性の向上を図る目的で、二種指定制度の運用に関するガイドライン及び本会計規則が制定されるに至ったものと理解しています。</p> <p>この経緯をふまえると、まずは市場支配力を有する二種指定事業者に対する本会計規則の実効性を高めることが、今後の本会計規則の意義上で最も重要であると考えます。</p> <p>特に、外部からの検証可能性等については、接続事業者の意見も考慮し、定期的な検証及びフィードバックすることが必要であると考えます。</p> <p>(イーアクセス、イーモバイル)</p>	<p>再意見4</p>	<p>考え方4</p> <p>○ 本省令案は、電気通信事業法(昭和59年法律第86号)において、他の電気通信事業者との接続協議において強い交渉力を有し、優位な地位に立つ二種指定事業者に求められる、第二種指定電気通信設備との接続に関し二種指定事業者が取得すべき金額(以下「接続料」という。)の算定について適正性・透明性の向上に資するための会計の整理の方法等を定めるものである。</p> <p>他方、接続ルール管申において、「現在整理が義務付けられている電気通信事業会計をベースと</p>
---	--	-------------	--

<p>意見5 第二種指定電気通信設備接続会計規則においても、第一種指定電気通信設備接続会計規則と同様、設備区分別に分計した情報が必要である。</p> <p>○ 接続会計規則案においても第一種指定制度で定めている「固定資産帰属明細表」又は「設備区分別費用明細表」と同様に、「基地局」、「加入系交換局」、「中継系交換局」、「基地局～加入系交換局間伝送路」、「加入系交換局～中継系交換局間伝送路」等の設備別、更に役員別(音声伝送・データ伝送)に分計した情報が、接続料算定の透明性を確保する上で必要と考えます。</p> <p>また、次の計算式の通り事業者間接続料金単価を算出する上で要する分母の「需要」の取り扱いがガイドラインに基づき貴省報告に留まり公表義務はありません。「需要」についても今回の接続会計規則案の報告対象に追加し、公表されるべき情報と考えます。</p> <p>接続料金の単価＝接続コスト÷ 需要(トラフィック量)</p> <p>なお、ガイドラインの報告事項では「自網内呼の通信時間」、「相互接続呼の通信時間」別のみですが、検証に資するため更に設備区分別の報告が適当です。</p>	<p>再意見5</p>	<p>した会計制度であれば、過度の規制コストの増大にはならないと考えられる。」と指摘されていることも踏まえつつ、接続料算定の適正性・透明性の向上と過度の規制コストの抑制の両面に配慮することが必要である。</p> <p>なお、本省令案は、電気通信事業会計で作成している貸借対照表、損益計算書等の財務諸表に加え、移動電気通信役員務損益明細表をベースとした接続料算定上の配賦の出発台となる会計書類を定めていること等から、当該両面に配慮しているものと認められる。</p> <p>考え方5</p>
<p>—</p>	<p>○ 考え方4に同じ。</p>	

<p>(フュージョン・コミュニケーションズ)</p> <p>意見6 個別注記の必要性及び必要性が明確にならない個別注記については、省略を可能とするべき。</p> <p>○ 個別注記の必要性の確認について 個別注記表には、1～14の注記を記載することとされ、それぞれが、接続料の適正性・透明性の向上にどのよう役立つか、必要性を明確にする必要があると考えます。なお、必要性が明確にならない個別注記については、省略を可能とするべきであると考えます。 (KDDI)</p>	<p>再意見6</p> <p>—</p>	<p>考え方6</p> <p>○ 本省令案の個別注記表における各注記は、二種指定事業者が作成・公表を求められる貸借対照表、損益計算書等に係る詳細な情報を提供するものであり、接続料算定の検証を行う者にとつて、当該事業者の収支の状況がより明らかとなることから、接続料算定の透明性・適正性の向上に資するものと認められる。 なお、本省令案の個別注記表においては、電気通信事業会計をベースとしつつも、株主資本等変動計算書に関する注記等接続料算定との関係が希薄であると考えられるものについては、その作成・公表を求めている。</p>
<p>意見7 同様の会計を複数作成することは、監査を受け直すことが必要となるため、事業者にとつて大変な負担となっており、少なくとも、電気通信事業会計及び第二種指定電気通信設備接続会計については、両者を連携させ、簡素化を図るべき。</p>	<p>再意見7</p> <p>—</p>	<p>考え方7</p> <p>○ 接続ルール管申に示されているとおり、現在整理が義務付けられている電気通信事業会計をベースとした会計制度であれば、過度の規制コストの増大にはならないと考えられるが、御意見については、今後検討を行う際の参考とさせていただきたい。 なお、本省令案第11条に基づき計算結果証明に係る事業者のコスト等については、その具体的な適用に当たって、留意することが適当である。</p>
<p>○ 行政の効率化について 現在当社では、会社法会計、金融商品取引法会計、税務会計、電気通信事業会計を作成していますが、今回の省令改正により、これらに第二種指定電気通信設備接続会計が加わることとなります。 根拠法が異なるとはいえ、同様の会計を複数作成することは、全く同じ内容の会計であっても、改めてその内容を全て確認し直した後に、監査を受け直すことが必要になるため、我々事業者にとつて大変な負担となっております。行政においては、省庁間の連携を深め、同じ内容の会計資料については参照することにより省略を可能とする等、規制コスト削減及び我々民間の規制対応コスト削減につながる</p>	<p>—</p>	<p>○ 接続ルール管申に示されているとおり、現在整理が義務付けられている電気通信事業会計をベースとした会計制度であれば、過度の規制コストの増大にはならないと考えられるが、御意見については、今後検討を行う際の参考とさせていただきたい。 なお、本省令案第11条に基づき計算結果証明に係る事業者のコスト等については、その具体的な適用に当たって、留意することが適当である。</p>

<p>効率化を積極的に進めるべきであると考えます。 少なくとも、電気通信事業会計及び第二種指定電気通信設備接続会計については、いずれも総務省の管轄法令に基づくものであることから、両者を連携させ簡素化を図るべきであると考えます。 (KDDI)</p>		
<p>意見8 今後諸々の会計基準の見直し等に伴い、会社法会計等において財務諸表注記のうち、連結注記上の記載があれば、個別注記への記載が省略可能となる項目が増加した場合には、第二種指定電気通信設備接続会計規則における個別注記への追加記載も不要とする等の配慮をすべき。</p>	<p>再意見8</p>	<p>考え方8</p>
<p>○ 今後の追加規制への懸念について 第二種指定電気通信設備接続会計については、今後、事業者にこれ以上の追加的な負担を与えないように運用されるべきであると考えます。 例えば、今後諸々の会計基準の見直し等に伴い、会社法会計等において財務諸表注記が追加的に必要となる可能性がありますが、連結注記上の記載があれば、個別注記への記載が省略可能という項目が増加することが予想されます。そのような場合には、連結注記を作成している事業者負担の増大を招かないよう、これに伴う第二種指定電気通信設備接続会計における個別注記の追加は不要とする等の配慮が必要であると考えます。 (KDDI)</p>	<p>—</p>	<p>○ 御意見については、今後の会計基準の見直し等に伴う本省令の見直しに際し参考とさせていただきます。 なお、当該見直しに当たっては、本省令の目的、規制コスト等個々の事案を巡る状況を踏まえて検討を行うことが適当である。</p>
<p>意見9 一種指定事業者が提出する情報に、一種指定事業者の経営上の秘密に当たたる情報が含まれる場合であっても、公表範囲については総務省が関与し厳正に判断すべき。</p>	<p>再意見9</p>	<p>考え方9</p>
<p>○ 情報の公表範囲の判断について 今回の総務省令において、二種指定事業者は、接続会計報告書等を総務省へ提出し、その写しを</p>	<p>○ 第二種指定電気通信設備制度と異なり、第一種指定電気通信設備制度の規制根拠が設備の不可欠性(ボトルネック性)にあることを踏まえれば、</p>	<p>○ 御意見は、第一種指定電気通信設備を設置する事業者の経営上の秘密に属する情報に係るものであり、本省令案とは直接関係がないものであるが、</p>

<p>公表しなければならぬとされています。接続会計報告書等には二種指定事業者の経営上の秘密にあたる情報が含まれる場合がありますが、それら情報の公表範囲は総務省が関与し判断されています。</p> <p>一方で、一種指定事業者が総務省へ提出する情報については、二種指定事業者が提出する情報以上に透明性が確保される必要があると考えます。従って、一種指定事業者が総務省へ提出する情報に、一種指定事業者の経営上の秘密にあたる情報が含まれる場合であっても、その公表範囲は総務省が関与し厳正に判断するべきであると考えます。(KDDI)</p>	<p>KDDI殿の主張するとおり一種指定事業者が総務省殿へ提供する情報の公表範囲はより一層の透明性が確保される必要があります。</p> <p>総務省殿においては、一種指定事業者が公表する情報について、より高次の透明性の確保を図るべく、早急に情報公表範囲見直しの検討等を開始すべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンクモバイル)</p>	<p>参考とさせていただきます。</p>
<p>意見 10 「二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」を省令化すべき。</p> <p>○ 今回の二種指定電気通信設備規則会計規則案は、「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」答申(2009年10月16日付)に基づき、接続料算定の透明性向上の一環として、制定されたことと理解いたします。</p> <p>現在の携帯電話市場は、二種指定電気通信設備制度の指定時(2002年)から大きく成長し、国内通信量(2009年度)は発信:2,202百万時間(国内発信全体に占めるシェア49.6%)に成長し、携帯電話事業者との接続なくして電気通信事業者(特に二種指定電気通信事業者)が設定する接続料が市場に及ぼす影響は多大であり、接続事業者及び利用者に対して適正な水準および検証可能でなければなりません。</p> <p>二種指定電気通信設備制度については、前者に相当する二種指定電気通信設備規則会計規</p>	<p>再意見 10</p> <p>○ これまでも繰り返し述べてきたとおり、移動体のような設備競争が機能している市場環境下では、各事業者が自ずと効率的な設備構築・運用を図っていくことになるため、ポトルネック設備が存在する固定市場のように規制を課する必要性は認められませんが、従って、接続料規制を含む二種指定電気通信設備制度は基本的に不要であると考えます。</p> <p>まして、左記意見のように、第一種指定電気通信設備制度と同等の規制を第二種指定電気通信設備制度に導入し、規制を更に強化する必要はないものと考えます。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>考え方 10</p> <p>○ 御意見については、本省令案とは直接関係がないものであるが、参考とさせていただきます。</p> <p>なお、接続ルール答申に示されているとおり、一種指定制度も、制度創設以降、累次の見直しを経て、現在の接続料算定の考え方が整理されてきたことを踏まえ、二種指定制度でも、まずは接続料算定の基本的枠組みを整理することを主眼とし、その精緻化は、今後必要な範囲内で漸進的に行っていくという方針を採用することが適当であることから、接続料の算定方法については、「二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」が昨年制定されたところであり、ガイドラインの実施状況について引き続き注視することが必要である。</p>

則案が今回制定される運びにあります。後者は「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」(以下、「ガイドライン」といいます。)に留まっています。

このため接続事業者は算定根拠を知ることができず、適正性を客観的に判断していくには不十分な状態にあります。ついては、貴省が実施する検証結果の公表ならびにガイドラインの省令化を要望します。

本案に係る接続会計報告書は提出と公表が義務付けられていますが、繰り返しになりますが、貴省にて実施される接続料算定根拠に基づく検証結果の公表ならびに第二種指定電気通信設備に係る接続料制度に対する適時適切な見直し(「接続料規則」に相当するガイドラインの省令化を含む)を行い、接続料の低廉化が図られることを要望いたします。

(フュージョン・コミュニケーションズ)

平成23年2月22日

総務大臣
片山善博 殿

情報通信行政・郵政行政審議会
会長 高橋 温

答 申 書 (案)

平成22年12月14日付け諮問第3027号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

- 1 本件、第二種指定電気通信設備接続会計規則については、諮問のとおり制定することが適当と認められる。
- 2 なお、提出された意見及びそれに対する当審議会の考え方は、別添のとおりである。

第二種指定電気通信設備接続会計規則(案)の概要

I 制定の背景

平成21年10月16日付情報通信審議会答申「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」において、第二種指定電気通信設備（以下「二種指定設備」という。）を設置する事業者（以下「二種指定事業者」という。株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、KDDI株式会社、沖縄セルラー電話株式会社が該当。）に関し、「接続料算定の透明性向上を図り、もって接続事業者の検証可能性を高める観点から、電気通信事業会計をベースとして、二種指定事業者に対する新たな会計制度を導入することが適当」とされた。

これを受け、平成22年11月26日、第176回国会において、二種指定事業者に係る規制を定めた電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」という。）第34条の一部改正を含む放送法等の一部を改正する法律（平成22年法律第65号）が成立した。当該改正によって、二種指定事業者は、総務省令で定めるところにより二種指定設備との接続に関する会計を整理し、接続に関する収支の状況その他総務省令で定める事項を公表することとされた。

本件は、これらを踏まえ、二種指定事業者について、二種指定設備との接続に関する会計の整理の方法等を定める省令を制定するものである。

II 省令案の概要

1. 目的

二種指定設備との接続に関する会計の整理の方法を定めるとともに、当該接続に関する収支の状況を明らかにし、もって二種指定事業者が、二種指定設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続に関し、取得すべき金額の適正な算定に資することを目的とする。（第1条関係）

2. 会計の整理の方法

- (1) 本省令において使用する用語は、事業法及び電気通信事業会計規則（昭和60年郵政省令第26号。以下「事業会計規則」という。）の例による。（第2条関係）
- (2) 二種指定事業者は、特別の理由がある場合には、総務大臣の許可を受けて、本省令の規定によらないことができる。（第3条関係）

- (3) 本省令に定めのない事項については、事業会計規則その他一般に公正妥当と認められる会計の原則に従わなければならない。(第3条関係)
- (4) 勘定科目の分類については、事業会計規則の規定を準用する。(第4条関係)
- (5) 二種指定事業者は、次の書類を作成しなければならない。(第4条及び第5条関係)
 - ① 貸借対照表 (事業会計規則を準用)
 - ② 損益計算書 (同上)
 - ③ 個別注記表 (別表第一)
 - ④ 移動電気通信役務収支表 (別表第二)
 - ⑤ 接続会計報告書 (別表第三。内容として①～④を含む。)
 - ⑥ 配賦整理書
- (6) 金額は、千円単位又は百万円単位をもって表示することができる。(第6条関係)
- (7) 資産、負債、純資産、費用及び収益の整理の方法については、事業会計規則の規定を準用する。(第7条及び第8条関係)

接続会計財務諸表

3. 総務大臣への提出・公表

- (1) 二種指定事業者は、毎事業年度経過後三月以内に、上記2(5)⑤接続会計報告書及び⑥配賦整理書(以下「接続会計報告書等」という。)を総務大臣に提出しなければならない。(第9条関係)
- (2) 二種指定事業者は、接続会計報告書等の写しを営業所等に備え置き、総務大臣に提出した日から5年間、公衆の縦覧に供するとともに、適切な方法により公表しなければならない。(第10条関係)

4. その他

- (1) 二種指定事業者は、接続会計財務諸表が適正に作成されていることについて、職業的に資格のある会計監査人による証明を得なければならない。(第11条関係)
- (2) 二種指定事業者は、会計記録を毎事業年度経過後5年間保存しなければならない。(第12条関係)

III 施行日

放送法等の一部を改正する法律による事業法第34条等の改正規定の施行の日から施行し、平成22年度(2010年度)会計から適用する。

○総務省令第 号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第三十四条第六項の規定に基づき、及び同法を実施するため、第二種指定電気通信設備接続会計規則を次のように定める。

平成 年 月 日

総務大臣 片山 善博

第二種指定電気通信設備接続会計規則

目次

第一章 総則（第一条―第六条）

第二章 資産及び負債・純資産（第七条）

第三章 費用及び収益（第八条）

第四章 接続会計報告書等の公表等（第九条―第十二条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この省令は、第二種指定電気通信設備との接続に関する会計の整理の方法を定めるとともに、当該接続に関する収支の状況等を明らかにし、もって第二種指定電気通信設備を設置する電気通

信事業者（以下「事業者」という。）が、当該第二種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続に関し、取得すべき金額の適正な算定に資することを目的とする。

（用語）

第二条 この省令において使用する用語は、電気通信事業法（以下「法」という。）及び電気通信事業会計規則（昭和六十年郵政省令第二十六号。以下「事業会計規則」という。）において使用する用語の例による。

（遵守義務）

第三条 事業者は、この省令の定めるところにより、第二種指定電気通信設備との接続に関する会計を整理しなければならない。ただし、特別の理由がある場合には、総務大臣の許可を受けて、この省令の規定によらないことができる。

2 この省令に定めのない事項については、事業会計規則その他一般に公正妥当と認められる会計の原則に従わなければならない。

（勘定科目、貸借対照表及び損益計算書に関する規定の準用）

第四条 事業会計規則第五条前段の規定は、事業者に準用する。この場合において、同条前段中「別表第一」とあるのは「事業会計規則別表第一」と、「別表第二の様式により貸借対照表、損益計算書その他の財務諸表（基礎的電気通信役務損益明細表については基礎的電気通信役務提供事業者に

限り、指定電気通信役務損益明細表については指定電気通信役務提供事業者に限り、移動電気通信役務損益明細表については法第三十条第一項の規定により指定された電気通信事業者に限る。）」とあるのは「事業会計規則別表第二様式第一による貸借対照表及び同表様式第二による損益計算書」と読み替えるものとする。

（個別注記表、移動電気通信役務収支表、接続会計報告書及び配賦整理書）

第五条 事業者は、別表第一による個別注記表、別表第二による移動電気通信役務収支表、別表第三による接続会計報告書並びに当該移動電気通信役務収支表を作成する際に準拠した費用及び収益の配賦の基準及び手順を記載した書類（以下「配賦整理書」という。）を作成しなければならない。（金額の表示の単位）

第六条 第四条の規定により読み替えて準用する事業会計規則第五条前段の貸借対照表及び損益計算書並びに第五条の個別注記表及び移動電気通信役務収支表（以下「接続会計財務諸表」という。）に掲記される科目その他の事項の金額は、千円単位又は百万円単位をもって表示することができる。

第二章 資産及び負債・純資産

（資産及び負債・純資産に関する規定の準用）

第七条 事業会計規則第二章の規定は、接続会計財務諸表の作成について準用する。

第三章 費用及び収益

(収益及び費用に関する規定の準用)

第八条 事業会計規則第三章の規定は、接続会計財務諸表の作成について準用する。この場合において、同章の規定中「関連収益及び関連費用」とあるのは「関連費用及び関連収益」と、「収益及び費用」とあるのは「費用及び収益」と、「別表第一」とあるのは「事業会計規則別表第一」と、「別表第二様式第14の表から様式第16の表まで」とあるのは「別表第二」と読み替えるものとする。

第四章 接続会計報告書等の公表等

(接続会計報告書及び配賦整理書の提出)

第九条 事業者は、第五条の接続会計報告書及び配賦整理書(次条において「接続会計報告書等」という。)を、毎事業年度経過後三月以内に書面又は電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によっては認識することができない方法をいう。以下同じ。)に係る記録媒体により総務大臣に提出しなければならない。

2 前項の規定により電磁的方法に係る記録媒体により提出する場合には、事業者の氏名及び住所並びに提出の年月日を記載した書類を添付しなければならない。

(接続会計報告書等の公表)

第十条 事業者は、接続会計報告書等の写しを、営業所その他の事業所に備え置き、接続会計報告書等を総務大臣に提出した日から五年を経過する日までの間、公衆の縦覧に供しなければならない。

2 事業者は、接続会計報告書等の写しを、刊行物の発行その他の適切な方法により公表しなければならない。

(計算結果証明)

第十一条 事業者は、接続会計財務諸表が、この省令の規定に基づいて適正に作成されていることについての職業的に資格のある会計監査人による証明を得なければならない。

(会計記録の保存)

第十二条 事業者は、接続会計財務諸表の作成に用いた帳簿その他の会計記録を毎事業年度経過後五年間保存しなければならない。

附 則

この省令は、放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号）第五条中法第三十四条の改正規定の施行の日から施行し、施行の日以後に終了する事業年度から適用する。ただし、事業者の事業年度の中途に総務大臣が法第三十四条第一項の規定により指定を行ったときは、当該指定に係る第二種指定電気通信設備との接続に関する会計については、当該指定の日以後に開始する事業年度から適用する。

別表第一 (第5条及び第6条関係)

個別注記表

事業者名 _____ 事業年度 自 _____ 年 _____ 月 _____ 日
 至 _____ 年 _____ 月 _____ 日

- 1 継続企業の前提に関する注記
- 2 重要な会計方針に係る事項に関する注記
- 3 貸借対照表に関する注記
- 4 損益計算書に関する注記
- 5 税効果会計に関する注記
- 6 リースにより使用する固定資産に関する注記
- 7 金融商品に関する注記
- 8 賃貸等不動産に関する注記
- 9 持分法損益等に関する注記
- 10 関連当事者との取引に関する注記
- 11 重要な後発事象に関する注記
- 12 連結配当規制適用会社に関する注記
- 13 資産除去債務に関する注記
- 14 その他の注記

(記載上の注意)

- 1 次に掲げる注記表には、次に掲げる事項の記載を省略することができる。
 - (1) 会計監査人設置会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第11号に規定する会社をいう。以下同じ。）以外の株式会社（公開会社（会社法第2条第5号に規定する会社をいう。以下同じ。）を除く。）又は持分会社（会社法第575条第1項に規定する会社をいう。）の個別注記表 1及び3から12までに掲げる事項
 - (2) 会計監査人設置会社以外の公開会社の個別注記表 1、9及び12に掲げる事項
 - (3) 会計監査人設置会社であって、会社法第444条第3項に規定するもの以外の株式会社の個別注記表 9に掲げる事項
- 2 貸借対照表及び損益計算書の特定の項目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

- 3 継続企業の前提に関する注記は、当該会社の事業年度の末日において、当該会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提（以下「継続企業の前提」という。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をとる場合においてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該事業年度の末日後にあって、当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）における次に掲げる事項とする。
 - (1) 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
 - (2) 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
 - (3) 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
 - (4) 当該重要な不確実性の影響の継続会計財務諸表への反映の有無
- 4 重要な会計方針に係る事項に関する注記は、継続会計財務諸表の作成のために採用している会計処理の原則及び手続並びに表示方法その他継続会計財務諸表作成のための基本となる事項（以下「会計方針」という。）であって、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。
 - (1) 資産の評価基準及び評価方法
 - (2) 固定資産の減価償却の方法
 - (3) 引当金の計上基準
 - (4) 収益及び費用の計上基準
 - (5) その他継続会計財務諸表の作成のための基本となる重要な事項
 - (6) 会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）
 - ア 会計処理の原則又は手続を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更が継続会計財務諸表に与えている影響の内容
 - イ 表示方法を変更したときは、その内容
- 5 貸借対照表に関する注記は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 資産が担保に供されている場合における次に掲げる事項
 - ア 資産が担保に供されていること。
 - イ アの資産の内容及びその金額
 - ウ 担保に係る債務の金額

- (2) 保証債務、手形遡及債務、重要な係争事件に係る損害賠償義務その他これらに準ずる債務（負債の部に計上したものを除く。）があるときは、当該債務の内容及び金額
- (3) 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務をその金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとに、他の金銭債権又は金銭債務と区分して表示していないときは、当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとの金額又は2以上の項目について一括した金額
- (4) 取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債権があるときは、その総額
- (5) 取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債務があるときは、その総額
- (6) 当該株式会社の親会社株式（資産の部に計上するものを除く。）の各表示区分別の金額
- (7) 会社法以外の法令の規定により準備金又は引当金の名称をもって計上しなければならない準備金又は引当金がある場合には、次に掲げる事項（イの区別をすることが困難である場合にあっては、アに掲げる事項）
- ア 当該法令の条項
- イ 当該準備金又は引当金が1年内に使用されると認められるものであるかどうかの区別
- (8) 第7条の規定により準用する事業会計規則第8条の規定により控除した額
- (9) 申込期日経過後における新株式申込証拠金に係る株式の発行数、資本金増加の日及び当該金額のうち資本金に繰り入れられることが予定されている金額
- (10) 会社法以外の法律の規定又は契約により、剰余金の配当について制限を受けている場合には、その旨及びその内容
- (11) 受取手形を割引に付し又は債務の弁済のために裏書譲渡した金額は、受取手形割引高又は受取手形裏書譲渡高の名称を付して注記しなければならない。
- (12) 前号の規定は、割引に付し又は債務の弁済のために裏書譲渡した受取手形以外の手形について準用する。ただし、この場合における割引高又は裏書譲渡高の注記は、当該手形債権の発生原因を示す名称を付して記載しなければならない。
- 6 損益計算書に関する注記は、次に掲げる事項とする。
- (1) 関係会社との営業取引による取引高の総額及び営業取引以外の取引による取引高の総額
- (2) 減損損失を認識した資産又は資産グループ（複数の資産が一体となってキャッシュ・フローを生み出す場合における当該資産の集まりをいう。以下同じ。）がある場合には、当該資産又は資産グループごとに、次に掲げる事項。ただし、重要性が乏しい場合

には、注記を省略することができる。

- ア 当該資産又は資産グループについて、用途、種類、場所の概要。またその他当該資産又は資産グループの内容を理解するため
に必要と認められる事項がある場合には、その内容
 - イ 減損損失を認識するに至った経緯
 - ウ 減損損失の金額及び主な固定資産の種類ごとの当該金額の内訳
 - エ 資産グループがある場合には、当該資産グループに係る資産をグループ化した方法
 - オ 回収可能価額が正味売却価額の場合にはその旨及び時価の算定方法、回収可能価額が使用価値の場合にはその旨及び割引率
- 7 税効果会計に関する注記は、次に掲げるもの（重要でないものを除く。）の発生の主な原因とする。
- (1) 繰延税金資産（その算定に当たり繰延税金資産から控除された金額がある場合における当該金額を含む。）
 - (2) 繰延税金負債
- 8 リースにより使用する固定資産に関する注記は、次に掲げる事項とする。
- (1) ファイナンス・リース取引の借主である事業者が当該ファイナンス・リース取引について通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行っていない場合におけるリース物件（固定資産に限る。以下同じ。）に関する事項。この場合において、当該リース物件の全部又は一部に係る次に掲げる事項（各リース物件について一括して注記する場合には、一括して注記すべきリース物件に関する事項）を含めること。
 - ア 当該事業年度の末日における取得原価相当額
 - イ 当該事業年度の末日における減価償却累計額相当額
 - ウ 当該事業年度の末日における未経過リース料相当額
 - エ アからウまでに掲げるもののほか、当該リース物件に係る重要な事項
 - (2) ファイナンス・リース取引により使用するリース物件のうち電気通信事業固定資産の額及び電気通信事業以外の事業の用に供する固定資産の額。電気通信事業固定資産については固定資産の種類別に記載すること。ただし、重要でないものは、一括して記載することができる。
- 9 金融商品（金融資産（金銭債権、有価証券及びデリバティブ取引により生じる債権（これらに準ずるものを含む。）をいう。）及び金融負債（金銭債務及びデリバティブ取引により生じる債務（これらに準ずるものを含む。）をいう。以下同じ。）に

関する注記は、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。

- (1) 金融商品の状況に関する事項
- (2) 金融商品の時価等に関する事項

10 賃貸等不動産（たな卸資産に分類される不動産以外の不動産であって、賃貸又は譲渡による収益又は利益を目的として所有する不動産をいう。以下同じ。）に関する注記は、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。

- (1) 賃貸等不動産の状況に関する事項
- (2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

11 持分法損益等に関する注記は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項とする。ただし、(1)に定める事項については、損益及び利益剰余金からみて重要性の乏しい関連会社（事業者が他の会社等の財務及び事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合における当該他の会社等（子会社を除く。）をいう。以下同じ。）を除くことができる。

(1) 関連会社がある場合 関連会社に対する投資の金額並びに当該投資に対して持分法を適用した場合の投資の金額及び投資利益又は投資

損失の金額

(2) 開示対象特別目的会社（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第4条に規定する特別目的会社（同条の規定により当該特別目的会社に対する出資者又は当該特別目的会社に資産を譲渡した会社の子会社の子会社に該当しないものと推定されるものに限る。）をいう。以下同じ。）がある場合 開示対象特別目的会社の概要、開示対象特別目的会社との取引の概要及び取引金額その他の重要な事項

12 関連当事者（会社計算規則第112条第4項に規定する関連当事者をいう。以下同じ。）との取引に関する注記は、事業者と関連当事者との間における取引（当該事業者と第三者との間の取引で当該事業者と当該関連当事者との間の利益が相反するものを含む。）がある場合における次に掲げる事項であって、重要なものとする。注記は(1)から(8)までに掲げる区分に従い、関連当事者ごとに表示しなければならぬ。

(1) 当該関連当事者が会社等（会社計算規則第2条第3項第16号に規定する会社等をいう。）であるときは、次に掲げる事項

ア その名称

イ 当該関連当事者の総株主の議決権の総数に占める当該事業者が有する議決権の数の割合

ウ 当該事業者の総株主の議決権の総数に占める当該関連当事者が有する議決権の数の割合

(2) 当該関連当事者が個人であるときは、次に掲げる事項

- ア その氏名
- イ 当該事業者の総株主の議決権の総数に占める当該関連当事者が有する議決権の数の割合
- (3) 当該事業者と当該関連当事者との関係
- (4) 取引の内容
- (5) 取引の種類別の取引金額
- (6) 取引条件及び取引条件の決定方針
- (7) 取引により発生した債権又は債務に係る主な項目別の当該事業年度の末日における残高
- (8) 取引条件の変更があったときは、その旨、変更の内容及び当該変更が接続会計財務諸表に与えている影響の内容
- 13 関連当事者との間の取引のうち次に掲げる取引については、前号に規定する注記を要しない。
 - (1) 一般競争入札による取引並びに預金利息及び配当金の受取その他取引の性質からみて取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引
 - (2) 取締役、会計参与、監査役又は執行役に対する報酬等の給付
 - (3) (1)、(2)に掲げる取引のほか、当該取引に係る条件につき市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して一般の取引の条件と同様のものを決定していることが明白な場合における当該取引
- 14 重要な後発事象に関する注記は、当該事業者の事業年度の末日後、当該事業者の翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象とする。
- 15 連結配当規制適用会社（会社計算規則第2条第3項第51号に規定する会社をいう。以下同じ。）に関する注記は、当該事業年度の末日が最終事業年度の末日となる時後、連結配当規制適用会社とする旨とする。
- 16 資産除去債務に関する注記は、次に掲げる資産除去債務の区分に応じ、それぞれ次に定める事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。
 - (1) 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの
 - ア 当該資産除去債務の概要
 - イ 当該資産除去債務の金額の算定方法
 - ウ 当該事業年度における当該資産除去債務の総額の増減
 - エ 当該資産除去債務の金額の見積りを変更したときは、その旨、変更の内容及び影響額

(2) (1)に掲げる資産除去債務以外の資産除去債務

ア 当該資産除去債務の金額を貸借対照表に計上していない旨

イ 当該資産除去債務の金額を貸借対照表に計上していない理由

ウ 当該資産除去債務の概要

17 その他の注記は、3から16までに掲げるもののほか、貸借対照表及び損益計算書により会社の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項とする。

別表第二 移動電気通信役務収支表の様式（第5条及び第6条関係）

移動電気通信役務収支表

事業者名 _____

事業年度 自 年 月 日
至 年 月 日

(単位 円)

役務の種類	営業 収益	営業 費用	営業 費	運用費	施設 保全費	共通費	管理費	試験 研究費	研究費 償却	減価 償却費	固定 資産 除却費	通信 設備 使用料	租税 公課	営業 利益	摘 要	
																営業 収益
移動電気通信役務																
音声伝送役務																
携帯電話																
PHS																
その他の移動体通信																
小計																
データ伝送役務																
小計																
移動電気通信役務以外の電気通信役務																
合計																

(記載上の注意)

1 第8条の規定により読み替えて適用する事業会計規則第15条第2項に規定する基準は、次のとおりとする。

(1) 二以上の種類の役務に関連する営業費用は、原則として次の基準によって各種別の役務に配賦すること。

- | | | |
|----------|---|------------------------------------|
| 営業窓料販 | 費 | 口 |
| 契約申込等件数比 | 金 | 他 |
| 料金請求件数比 | 売 | 加入数比、取扱量比（度数比又は通数比をいう。以下同じ。）又は回線数比 |
| 販売件数比 | 他 | |

運	加入数比又は取扱量比	
施	関連する固定資産価額（取得原価をいう。共通費、管理費、試験研究費及び研究費償却について同じ。）比	
共	関連する固定資産価額又はは営業、運用及び施設保全部門の人員費比若しくは支出額比	
管	関連する固定資産価額又はは営業、運用、施設保全及び共通部門の人員費比若しくは支出額比	
試	営業収益額比又はは関連する支出額比若しくは固定資産価額比	
研	同上	
費	関連する固定資産価額（帳簿価額をいう。以下同じ。）比	
全	関連する固定資産価額比	
用	回線数比又はは取扱量比	
保	関連する固定資産価額比	
通	管理部門等の人員費比	
理	関連する固定資産価額比	
研	管理部門等の人員費比	
費		
償		
却		
費		
除		
却		
費		
用		
料		
租		
税		
公		
課		
等		
事		
業		
所		
税		

(2) 二以上の種類の役務にに関連する固定資産は、原則として回線数比又は取扱量比によって各種別の役務に配賦すること。

2 「役務の種類」の各欄に記載すべき事項がない場合は、当該各欄を省略した様式により作成することができる。

3 用紙の大きさは日本工業規格 A 列 4 番とすること。

別表第三 (第5条、第9条及び第10条関係)

接 続 会 計 報 告 書

(電気通信事業法第34条第6項に基づく報告書)

事業年度 自 年 月 日

至 年 月 日

総務大臣 殿

年 月 日提出

会社名

代表者の役職氏名 印

(代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。)

本店の所在の場所

電話番号

連絡者

接続会計報告書の写しを縦覧に供する場所

名称 所在地

第一部 概要紹介

- 1 報告書の目的
- 2 根拠法令等
- 3 会計処理の基準
 - (1) 事業会計規則に基づく会計（財務会計）との関連
 - (2) その他（第二種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備の接続に関する会計の整理に係る重要な変更等）
- 4 接続会計財務諸表の構成
 - (1) 貸借対照表
 - (2) 損益計算書
 - (3) 個別注記表
 - (4) 移動電気通信役務収支表
- 5 計算結果証明報告の紹介
- 6 第3条第1項ただし書の許可事項

第二部 計算結果証明報告

- 1 責任範囲
- 2 証明の基準
- 3 計算結果証明

第三部 接続会計財務諸表

- 1 貸借対照表
- 2 損益計算書
- 3 個別注記表（別表第一の様式による）
- 4 移動電気通信役務収支表（別表第二の様式による）

第四部 参考情報

- 1 配賦整理書の紹介及び入手方法
- 2 第二種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続
に関し取得すべき金額の、原価算定上の重要な変更に伴う影響額
- 3 特に重要な費用の配賦基準の説明
- 4 用語解説
- 5 その他

第二種指定電気通信設備接続会計規則の 制定について

平成23年2月22日

<参考>

第二種指定電気通信設備接続会計規則の制定について

背景

「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について 答申」
(平成21年10月16日 情報通信審議会)

…接続料算定の透明性向上を図り、もって接続事業者の検証可能性を高める観点から、電気通信事業会計をベースとして、第二種指定事業者に対する新たな会計制度を導入することが適当である。

具体的には、電気通信事業会計で作成している貸借対照表、損益計算書等の財務諸表に加えて、…移動電気通信役務損益明細表をベースとして、接続料算定上の配賦の出発台となる会計書類を作成させることが適当である。

「放送法等の一部を改正する法律（平成22年法律第65号）」第5条による改正

○電気通信事業法（昭和59年法律第86号）
第34条

6 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、総務省令で定めるところにより、第二種指定電気通信設備との接続に関する会計を整理し、及びこれに基づき当該接続に関する収支の状況その他総務省令で定める事項を公表しなければならない。

第二種指定電気通信設備接続会計規則の制定

電気通信事業会計規則と第二種指定電気通信設備接続会計規則の比較

電気通信事業会計規則

財務諸表

- ◇ 貸借対照表 ★
- ◇ 損益計算書 ★
- ◇ 株主資本等変動計算書
- ◇ 個別注記表 ★
- ◇ 固定資産等明細表 ★
- ◇ 関係会社投資明細表 ★
- ◇ 有価証券明細表
- ◇ 社債明細表
- ◇ 借入金等明細表
- ◇ 引当金明細表
- ◇ 資産除去債務明細表
- ◇ 電気通信事業営業費用明細表
- ◇ 基礎的電気通信役務損益明細表 ★
- ◇ 指定電気通信役務損益明細表 ★
- ◇ 移動電気通信役務損益明細表 ★
- ◇ その他重要事項明細表 ★
- ◇ 附帯事業損益明細表 ★

附属明細書

第二種指定電気通信設備接続会計規則

接続会計財務諸表

- 貸借対照表
- 損益計算書
- 個別注記表
- 移動電気通信役務収支表

- ◇ 接続会計報告書 ★
- ◇ 配賦整理書 ★

◇ 総務大臣に提出
★ 公表

※公表は、禁止行為事業として行うものである。

第二種指定電気通信設備接続会計規則の制定について

二種指定事業者が作成すべき書類【第4条及び第5条関係】

接続会計財務諸表

①貸借対照表

電気通信事業
会計規則を準用

資産、負債及び純
資産を整理。

②損益計算書

電気通信事業
会計規則を準用

費用及び収益を整
理。

③個別注記表

別表第一

貸借対照表及び損
益計算書に係る注
記等を記載。
(例) 固定資産の減価
償却の方法

④移動電気通信 役務収支表

別表第二

移動電気通信役務
損益明細表をベ
ースとした、接続料
算定上の配賦の出
発台となる書類。

⑥配賦整理書

様式なし

移動電気通信役務
収支表の作成の際
に準拠した費用及
び収益の配賦の基
準及び手順を記載。
(例) 施設保全費
…関連する固定
資産価額比

⑤接続会計 報告書

接続会計財務諸表に加え、会計監査人による証明等を記載した
総務大臣への提出・公表のための書式。

別表第三

第二種指定電気通信設備接続会計規則の制定について

【電気通事事業会計規則】

移動電気通信役務損益明細表

事業者名 _____

年 月 日から 年 月 日まで

移動電気通信役務損益明細表 (単位 円)

役務の種類	営業収益	営業費用	営業利益	摘要
移動電気通信役務				
音声伝送役務				
携帯電話				
P H S				
その他の移動体通信				
小計				
データ伝送役務				
小計				
移動電気通信役務以外の電気通信役務				
合計				

【第二種指定電気通信設備接続会計規則】

移動電気通信役務収支表

移動電気通信役務収支表

事業者名 _____

事業年度 自 年 月 日 至 年 月 日

(単位 円)

役務の種類	移動電気通信役務収支表										営業利益	摘要		
	営業費用	営業費	運用費	施設保全費	共通費	管理費	試験研究費	研究費償却	減価償却費	固定資産除却費			通信設備使用料	租税公課
携帯電話														
P H S														
その他の移動体通信														
小計														
データ伝送役務														
小計														
移動電気通信役務以外の電気通信役務														
合計														

電気通事業業会計規則の準用規定について

第二種指定電気通信設備接続会計規則

(資産及び負債・純資産に関する規定の準用)

第七条 事業業会計規則第二章の規定は、接続会計財務諸表の作成について準用する。

(収益及び費用に関する規定の準用)

第八条 事業業会計規則第三章の規定は、接続会計財務諸表の作成について準用する。この場合において、同章の規定中「関連収益及び関連費用」とあるのは「関連費用及び関連収益」と、「収益及び費用」とあるのは「費用及び収益」と、「別表第一」とあるのは「事業業会計規則別表第一」と、「別表第二様式第14の表から様式第16の表まで」とあるのは「別表第二」と読み替えるものとする。

電気通事業業会計規則

第二章 (資産及び負債・純資産)

- 有形固定資産の評価
- 工事負担金
- 建設仮勘定
- 減価償却
- 共用固定資産の整理
- 固定資産の除却
- たな卸資産の受払い
- 予定受払単価法

第三章 (収益及び費用)

- 関連収益及び関連費用

第二種指定電気通信設備接続会計規則の制定について

「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について 答申」
(平成21年10月16日 情報通信審議会) (抄)

(4) 接続料算定と規制会計の関係

1) 現状

一種指定制度の接続料算定においては、接続事業者による検証可能性に留意し、接続料算定の透明性を確保する観点から、接続料は、規制会計(電気通信事業会計・接続会計)に基づき算定することとされ、また接続会計から各機能までの算定プロセスも検証可能となるように、接続料の認可申請の際には、網使用料算定根拠が添付されている。

このように、一種指定制度では、規制会計と網使用料算定根拠が相まって、接続料算定の透明性を確保する仕組みが整備されているが、二種指定制度では、規制会計の整理は義務付けられおらず、接続料の届出の際に、その算定根拠も添付されていない状況にある。

2) 主な意見

提案募集等の結果、KDDIからは、設備競争が機能している移動体では、NTT東西のポトルネットワーク設備のような設備の非効率性が生じる可能性は小さくなるため、二種指定設備について、接続会計の作成義務などの一種指定設備と同様の規制コストをかける必要は認められないとの意見が示されている。

他方、STNet等からは、接続料の算定根拠を検証可能とする観点から、二種指定事業者に対し接続会計の整理を義務付けるべきとの意見が示されるとともに、イー・モバイルからは、NTT東西の網使用料算定根拠の例を引きながら、接続会計制度の範囲以外にも、算定に必要な根拠は開示すべきとの意見が示されている。

この点、NTTドコモからは、単に接続料水準のみを届け出るのではなく、今回整理が求められる算定ルールに則って算定されていることを検証できる数値等も併せて届出を行うことが必要との意見が示されている。また、規制会計の具体的な制度設計に当たっては、電気通信事業会計をベースとし、社外への公表に際しては、重要な経営情報が含まれず、必要以上に多岐かつ詳細な情報とならないように配慮が必要等の意見も示されている。

(別添1)

第二種指定電気通信設備接続会計規則の制定について

3) 考え方

接続料算定ルールの整備と当該ルールに則った算定結果の検証は、セットで行われることが必要である。この際、接続料算定の透明性向上と過度の規制コスト増大の抑制の両面に配慮して制度を検討することが必要である。

この点、二種指定事業者であるNTTドコモ・KDDIともに、現在は禁止行為等規定適用事業者として、後者は基礎的電気通信役務提供事業者として、電気通信事業会計の整理が義務付けられている。これらは、いずれも接続料算定とのリンクを考慮したものであるが、現在整理が義務付けられている電気通信事業会計をベースとした会計制度であれば、過度の規制コストの増大にはならないと考えられる。このため、接続料算定の透明性向上を図り、もって接続事業者の検証可能性を高める観点から、電気通信事業会計をベースとして、二種指定事業者に対する新たな会計制度を導入することが適当である。

具体的には、電気通信事業会計で作成している貸借対照表、損益計算書等の財務諸表に加えて、現在、NTTドコモに作成が義務付けられている移動電気通信役務損益明細表をベースとして、接続料算定上の配賦の出発台となる会計書類を作成させることが適当である。当該会計書類においては、音声通話サービスとデータ通信サービスごとに、営業収益・営業費用・営業利益を明らかにするとともに、営業費用については、電気通信事業会計の勘定科目（営業費、施設保全費、減価償却費等）に分けて整理することが適当である。

また、規制会計を整理する場合も、すべての算定プロセスを会計上整理するのは、規制コストとの関係で現実的ではないので、一種指定制度における接続会計と網使用料算定根拠のような役割分担をすることが適当である。このため、二種指定制度でも、規制会計の整理に加えて、接続料の届出の際に、届け出た接続料の水準やその算定プロセスを検証できるような算定根拠を併せ提出させることが適当である。

二種指定事業者に対する新たな会計制度については、所要の制度整備を行った上で、2010年度会計から作成・公表することが必要であり、接続料の算定根拠については、具体的な様式を「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」に規定した上で、可能な限り次期接続料（2009年度接続料）の届出の際から添付することが適当である。

第二種指定電気通信設備接続会計規則の制定について

放送法等の一部を改正する法律
(平成22年法律第65号)(抄)

(電気通信事業法の一部改正)

第五条 電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

(略)

第三十四条 第三項及び第四項中「第六項」を「第七項」に改め、同条中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、総務省令で定めるところにより、第二種指定電気通信設備との接続に関する会計を整理し、及びこれに基づき当該接続に関する収支の状況その他総務省令で定める事項を公表しな
ければならない。

(略)

第六十九条第四号中「第三十四条第一項若しくは第五項」を「第三十四条第一項、第五項若しくは第六項」に改める。

(略)

第二種指定電気通信設備接続会計規則の制定について

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一・二 （略）

三 第一条の規定（前二号に掲げる改正規定を除く。）並びに第五条中電気通信事業法第三十四条の改正規定、同法第六十九條第四号の改正規定及び同法第九十一條第二号の改正規定並びに附則第十條第一項の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

(準備行為)

第三条 第一条の規定による改正後の放送法第八条の三第二項の認可、同法第五十三条の十、第二条の規定による改正後の放送法（以下「新放送法」という。）第七十七条並びに第三条及び第四条の規定による改正後の電波法第九十九条の十の規定による電波監理審議会に対する諮問、第五条の規定による改正後の電気通信事業法（以下「新電気通信事業法」という。）第六十九條の規定により同條の政令で定める審議会等に対する諮問並びにこれらに關し必要な手續その他の行為は、これらの規定の例により、この法律（附則第一条第二号及び第三号に掲げる規定については、当該各規定）の施行前においても行うことができる。

（電気通信事業法の一部改正に伴う経過措置）

第十条 新電気通信事業法第三十四条第六項の規定は、第五条中電気通信事業法第三十四条の改正規定の施行の日以後に終了する事業年度から適用する。

2～4 （略）